

キタサンショウウオの保全にご協力ください



キタサンショウウオは、体長約12センチメートルの両生類で、湿地や水たまりなどで生活しており、釧路湿原周辺や隣接する市街地でも姿が確認されています。

環境省レッドリストでは“絶滅危惧ⅠB類”に指定され、個体数の減少が懸念されているほか、釧路市の天然記念物に指定しており、捕獲や生息域に影響を及ぼす行為は

釧路市文化財保護条例により教育委員会の許可が必要です。

また、2022（令和4）年1月付で種の保存法の改正により“特定第二種国内希少野生動植物種”に指定され、販売目的の捕獲等に対して罰則（個人：500万円以下の罰金など）が科されることになりました。釧路市の財産であるキタサンショウウオを守っていくため、保全にご協力ください。

※事業計画に関する情報等は釧路市文化財保護審議会等において公表させていただく場合があります。

太陽光発電施設の設置を

検討されている方々へ

2023（令和5）年7月1日付で「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」が施行されました。

本ガイドライン第5条では、「設置するのに適当でないエリア」が規定され、キタサンショウウオの生息地等も対象となっています。



本ガイドラインに関する情報は、釧路市ホームページにて公開しております。左QRコードより確認ください。

こんな時にはご相談ください

- 太陽光パネルを設置したい
- 建物を建てたい
- 土地を整地したい

市指定の天然記念物に影響を及ぼす行為を行う場合は、釧路市文化財保護条例に基づき、**事前に手続き**（現状変更許可申請）が必要となります。

普通的生活エリアにもキタサンショウウオは生息しています。

生息地や生息情報の確認は、裏面「キタサンショウウオ生息適地マップ」を参考に釧路市立博物館まで相談ください。

卵や個体を見かけたら教えてください

「キタサンショウウオ生息適地マップ」は、卵の調査や皆さまから寄せられた生息情報をもとに、日々生息域情報を更新しています。キタサンショウウオや卵を見つけた際は、**釧路市立博物館までお知らせください。**ご協力をよろしくお願い致します。



釧路市の文化財に関する情報は、釧路市ホームページにて公開しております。左QRコードより確認ください。

連絡先：釧路市立博物館

電話番号：0154-41-5809

メール：museum@city.kushiro.lg.jp

釧路市内キタサンショウウオ生息適地マップ



作成： 釧路市立博物館 協力：京都大学大学院地球環境学堂／NPO法人環境把握推進ネットワーク-PEG／兵庫県立人と自然の博物館／NPO法人EnVision環境保全事務所
※国土地理院空中写真を使用。キタサンショウウオ生息適地データは右記論文の図を使用。 <参考文献> Tran et al. Ecological niche differentiation of two salamanders (Caudata: Hynobiidae) from Hokkaido Island, Japan *Ecological Research* (2021) 36; 281-292.